

しゃかい ふくしほうじん せいれい ふくしじぎょうだん
社会福祉法人 聖隷福祉事業団

かいご ふくしし じつむしゃようせいしせつ
介護福祉士 実務者養成施設

がく そく 学 則

がくそく けんしゅう う ひと まも
「学則」とは、研修を受ける人が守らなければならないルールのことです。

せいれいふくし じぎょうだん せいれい じつむしゃけんしゅう う か
聖隷福祉事業団（聖隷）の実務者研修を受けるときのルールが書いてありま
す。大切なことが書いてありますから、実務者研修に申し込む前に、必ず読ん
でください。（黒い字で書いてある内容がわかりにくい場合は、赤い字の内容を
よ
読んでください。）

しゃかい ふくしほうじん せいれい ふくし じぎょうだん



社会福祉法人 聖隷福祉事業団

しゃかいふくし ほうじん せいれいふくし じぎょうだん かいごふくし しじつむしゃようせいしせつ がくそく
社会福祉法人 聖隷福祉事業団 介護福祉士実務者養成施設 学則

だい しょう そうくん
第1章 総訓

だい しょう けんしゅう もくてき めいしょう なまえ いち けんしゅう ばしょ
第1章 研修の目的、名称(名前)、位置(研修の場所)について

もくてき
(目的)

だい しょう ほんけんしゅう しゃかいふくし ほうじんせいれいふくし じぎょうだん せいれいけんしゅう しゃかいふくし
第1条 本研修は、社会福祉法人聖隷福祉事業団が聖隷研修センターにおいて、社会福祉
しおよ かいごふくし しほう かいごふくし し めぎ じつむけいけんしゃどう たい かいごふく
士及び介護福祉士法にもとづき介護福祉士を目指す実務経験者等に対し、介護福
し し し けん じゅけんじ じゅこう ぎ おづ けんしゅう じっし ひつよう ち
祉士試験の受験時に受講が義務付けられた研修を実施することにより、必要な知
しき ぎのう しゅうとく もくてき
識・技能を習得させることを目的とする。

けんしゅう もくてき かいごふくし し しけん う ひと ひつよう けんしゅう
この研修の目的は、介護福祉士の試験を受ける人などのために必要な研修をする
じゅこうしゃ ひつよう ちしき ぎじゅつ み つ べんきょう
ことです。そして、受講者のみなさんに必要な知識や技術を身に付けてもらう(勉強
おぼ
して覚えてもらう)ことです。

めいしょう
(名称)

だい しょう ほんけんしゅう しゃかいふくし ほうじん せいれいふくし じぎょうだんかいごふくし しじつむしゃけんしゅう しょう
第2条 本研修は「社会福祉法人 聖隷福祉事業団介護福祉士実務者研修」と称する
けんしゅう めいしょう なまえ しゃかいふくし ほうじん せいれいふくし じぎょうだん かいごふくし しじつむしゃ
この研修の名称(名前)は「社会福祉法人 聖隷福祉事業団 介護福祉士実務者
けんしゅう
研修」です。

いち
(位置)

だい しょう ほんけんしゅう せいれいふくし じぎょうだんけんしゅう はまつしなかくわごうちょう じっし
第3条 本研修は、聖隷福祉事業団研修センター(浜松市中区和合町555)にて実施する
けんしゅう ばしょ せいれいふくし じぎょうだん せいれい けんしゅう はまつしなかくわご
この研修をする場所は、「聖隷福祉事業団(聖隷)研修センター(浜松市中区和合
ちょう
町555)」です。

だい しょう かに そしき しゅうようていいんおよ しゅうぎょうねんげんどう
第2章 課程の組織、収容定員及び修業年限等

だい しょう けんしゅう ほうほう ていいん にんずう しゅうぎょうねんげん けんしゅう きかん
第2章 研修の方法、定員(人数)、修業年限(研修の期間)について

かに そしき しゅうようていいんおよ しゅうぎょうねんげんどう
(課程の組織、収容定員及び修業年限等)

だい しょう かに そしき しゅうようていいんおよ しゅうぎょうねんげん つぎ とお
第4条 課程の組織、収容定員及び修業年限は次の通りとする。
けんしゅう ほうほう ていいん にんずう しゅうぎょうねんげん けんしゅう きかん つぎ ひょう
研修の方法、定員(人数)、修業年限(研修の期間)は、次の表のとおりです。

ちゅう や べつ 昼夜の別 けんしゅう ほうほう (研修の方法)	つうしん かてい いえ じぶん べんきょう しゅくだい だ 通信課程(家で自分で勉強して宿題を出したり、 けんしゅう あつ べんきょう ほうほう 研修センターに集まって勉強したりする方法)
しゅうぎょうねんげん 修業年限 けんしゅう きかん (研修の期間)	つき いじょう べっぴょう かか もの つき いじょう 6月以上(別表2に掲げる者は1月以上) げつ いじょう べっぴょう ひと げつ いじょう 6か月以上(「別表2」の人は1か月以上)
しゅうようていいん 収容定員 にんずう (人数)	めい 155名 ぜんぶ あ にん (全部のコースを合わせて155人まで)
がっきゅうすう 学級数 かず (クラスの数)	がっきゅう 8学級 (8クラス)

ほんけんしゅう ざいせき きかん ねん
2 本研修の在籍期間は2年をこえることはできない。

けんしゅう う ねんかん
この研修を受けられるのは、2年間までです。

だい しょう がくねん がつき じゅぎょう び およ きゅうぎょう び とう 第3章 学年、学期、授業日及び休業日等

だい しょう がくねん がつき けんしゅう ひ けんしゅう やす ひ 第3章 学年、学期、研修がある日、研修が休みの日などについて

がくねんおよ がつき
(学年及び学期)

だい じょう がくねん がつき とく さだ
第5条 学年、学期は特に定めない。

けんしゅう がくねん がつき き
この研修では、学年や学期は決まっています。

じゅぎょう び およ きゅうぎょう び
(授業日及び休業日)

だい じょう せいらいけんしゅう きゅうぎょう び つぎ とお
第6条 聖隷研修センターの休業日は次の通りとする。

せいらいけんしゅう やす つぎ
聖隷研修センターの休みは次のとおりです。

にちよう び
① 日曜日

こく じん しゅくじつ かん ほうりつ さだ ひ にほん しゅくじつ やす ひ
② 国民の祝日に関する法律に定める日(日本の祝日・休みの日)

ねんまつねん し がつ にち がつみっか がつ にち がつみっか
③ 年末年始(12月29日より1月3日)(12月29日から1月3日まで)

かい ご かてい じゅぎょう べつ さだ
2 介護過程Ⅲ(スクーリング)の授業については別に定める

かい ご かてい けんしゅう あつ べんきょう ほか
「介護過程Ⅲ」のスクーリング(研修センターに集まって勉強すること)については、他
にルールがあります。※「細則」を読んでください。

ひ じょうへんさい ほかきゅうはく じじょう ばあい じゅぎょう び へんこう こと
3 非常変災その他急迫の事情がある場合は授業日を変更する事がある。

地震や台風など、特別な理由があるときは、スクーリングの日を変えるかもしれません。

第4章 入所、退所、及び休所等

第4章 研修を始めたり、やめたり、休むことなどについて

(入所時期)

第7条 入所時期は開講日初日とする。

研修は、「開講日」から始まります。

(入所資格)

第8条 本研修に入所できる者は次の者とする。

この研修を受講する(受ける)ことができる人は、次のような人です。

- ① 現に3年以上の実務経験を有し、介護福祉士試験のために入所を希望する者。
今までに3年以上、介護の仕事の経験があって、介護福祉士の試験を受けるために、実務者研修を受講したい人。
- ② 将来、介護福祉士試験を受験するために入所を希望する者。
介護の仕事の経験は、まだ3年未満(3年より短い)ですが、いつか、介護福祉士の試験を受けるために、実務者研修を受講したい人。
- ③ 介護福祉士は受験しないが、介護に関心があるために入所を希望する者。
介護福祉士の試験は受けませんが、介護に興味があって実務者研修を受講したい人。

(入所許可、入所手続き)

第9条 入所手続きは次の通りとする。

研修を受講する(受ける)ための手続きは、次のとおりです。

- ① 入所を希望する者は所定の入所申込書を指定の期日までに施設の長に提出しなければならない。
研修を受講したい人は、聖隷の実務者研修の「受講申込書」を書いてください。「受講申込書」を書いたら、決められた日までに、今、働いている施設の施設長に提出しなければ(出さなければ)なりません。いつまでに提出しなければならぬかは、施設長に確認してください。

- ② 入所は申し込み順とするが、必要に応じて施設の長が判断を行う。
 早く申し込んだ人から順番に研修を受講することができますが、必要があれば、施設長が、その施設のなかで研修を受講する職員の順番を決めます。
- ③ 入所の許可を受けた者は、所定の誓約書と授業料を指定の期日までに施設の長に提出、納付しなければならない。
 研修を受けられることが決まったら、聖隷の実務者研修の「誓約書(研修について、聖隷との約束を守りますと書いた書類)」と「授業料(研修のお金)」を、決められた日までに、施設長に提出しなければなりません。
- ④ 前号に定める手続きが指定の期日までに行われなときは、施設の長は入所の許可を取り消すことがある。
 この①～③の手続きが、決められた日までにできなかつたときは、施設長が受講を取り消す(キャンセルする)ことがあります。

2 科目単位での履修を希望する者が、本研修センターへ編入所・転入所を願い出たときは、定員等に欠員がある場合は、入所を許可する。
 今までに、他の介護の研修を受講したことがある人が、聖隷の実務者研修に申し込んだときは、研修の定員(人数)が空いていれば、聖隷の実務者研修を受講することができます。

(退所)

第10条 研修生が退所しようとする時、所定の退所願書を提出し、その許可を受けなければならない。
 研修を途中でやめるときは、聖隷の実務者研修の「退所願書」という書類を提出して(出して)、許可をもらわなければならない。

(休所、復所)

第11条 学生が休所しようとする時は、所定の休所願書を本研修センターに提出しその許可を受けなければならない。休所は1ヶ年以内とする。
 研修の途中で、長い間、研修を休むときは、聖隷の実務者研修の「休所願書」という書類を提出して(出して)、許可をもらわなければならない。休むことができるのは、一番長くても1年までです。

2 休所中に学生が復所をする場合には、所定の復所願書を本研修センターに提出し
その許可を受けなければならない。

休んだ後、また研修を受講したいときは、聖隷の実務者研修の「復所願書」という書
類を提出して(出して)、許可をもらわなければなりません。

3 学生が心身の故障の為、長期の休養を要すると認められる時は本研修センターは
休所を命ずることがある。

受講者(研修を受けている人)の心や体が健康ではないために、長い間、研修を休
む必要があるときには、聖隷が「研修を休んでください」と言うかもしれません。そのと
きは、研修を休まなければなりません。

4 学生が休所期間満了後もなお復所できない時は、本研修センターは退所を命ずるこ
とがある。

受講者(研修を受けている人)が研修を休む予定の期間が終わっても、まだ研修に
参加することができないときには、聖隷は「研修をやめてください」と言うかもしれま
せん。そのときは、研修をやめなければなりません。

第5章 履修方法及び修了

第5章 研修の受講方法(受け方)と 終わり方について

(教育課程及び授業時間数、修了の認定)

第12条 修了に必要な授業科目及び授業時間は、「別表1」の通りとする。

この研修を修了する(最後まで勉強して、試験に合格する)ために勉強しなけれ
ばならない授業科目(勉強の内容)と時間は、「別表1」に書いてあります。

2 一定の内容・質、時間数が担保されているものを修了したもので、科目単位での履
修認定を希望する者の履修必要科目は「別表2」の通りとする。

これ以外の研修については、必要に応じて施設の長が判断を行う。

他の介護の研修を受講して(受けて)、決められた内容や時間の研修を修了した人
で、自分に必要な内容だけを聖隷の実務者研修で受講したい人は、「別表2」を見
てください。「別表2」に、何を勉強すれば良いか、書いてあります。

3 修了に必要な科目を履修した者に対して修了認定書を授与する。

けんしゅう しゅうりょう さいご べんきょう しけん ごうかく ひつよう べんきょう ぜんぶ お
研修を修了する(最後まで勉強して、試験に合格する)ために必要な勉強が全部終
わった人は、「修了認定書」がもらえます。

- 4 他研修等の修了認定を希望する者については、認定研修実施者から交付を受けた
研修修了証を確認し、認定が可能と判断する場合に認定するものとする。

ほか かいご けんしゅう じゅこう しゅうりょう ひと けんしゅう けんしゅうしゅうりょうしやう せいれい てい
他の介護の研修を受講して修了した人は、その研修の「研修修了証」を聖隷に提
出して(出して)ください。聖隷が内容を確認して、問題がなければ、希望の内容だけ
を受講することができます。

がくしゅうひょうか
(学習評価)

だい じょう がくせい きょういくしどう けいかく したが じゅぎょうか もく り しゅう ば あい せいせき ひょうか
第13条 学生が教育指導計画に従って授業科目を履修した場合にはその成績を評価
する。

じゅこうしゃ けんしゅう う ひと せいれい じつ おしやけんしゅう きょういくしどうけいかく まも
受講者(研修を受けている人)が聖隷の実務者研修の「教育指導計画」を守って
最後まで勉強したときには、成績を評価します。

- 2 成績の評価は単に試験の成績だけで行うものではなく、試験の成績に平素の学習
状況、出席状況、レポートの提出状況等を総合的に考慮して行う。また、各科目の
履修時間数が満たない者については理由の如何に問わず科目の履修を認めない。
成績は、試験の点だけで決めるわけではありません。試験の点のほかに、いつもの勉
強の様子、出席の回数、レポート(通信課題・宿題)を提出したかどうか、などを全
部見て、評価します。それぞれの内容の勉強時間が足りない人は、どのような理由が
あっても、その後の研修を続けることができません。

- 3 面接授業(スクーリング)は決められた日程にすべて出席することとする。

スクーリング(研修センターに集まって勉強すること)は、決められた日に毎回出席し
なければなりません。

- 4 成績評価の結果はA・B・C・Dをもって表し、Dを不合格とする。

成績評価の結果はA・B・C・Dの4つです。A・B・Cは合格、Dは不合格です。

- 5 成績の評価は100点を最高点として行い、得点との関係は次の通りとする。

80点以上 A 70点以上 B 60点以上 C 60点未満 D

成績の評価は100点が一番良い点です。

80点以上 A 70点以上 B 60点以上 C 60点より低い人は D になります。

だい しょう きょうしよくいん そしき
第6章 教職員組織

だい しょう けんしゅう きょうしよくいん せんせい しょくいん
第6章 研修の教職員(先生・職員)などについて

きょうしよくいん そしき
(教職員組織)

だい じょう ほんけんしゅう つぎ そしき
第14条 本研修には次の組織をおく。

けんしゅう つぎ ひと たんとう
この研修は、次のような人たちが担当します。

けんしゅう ちょう けんしゅう ちょう
研修センターの長(研修センターのセンター長)

せんになきょういん かいご かいご せんせい かいごふくしし
専任教員(介護)(介護の先生:介護福祉士)

せんになきょういん いりょう かんご せんせい かんごし
専任教員(医療ケア)(看護の先生:看護師)

ほかひつよう しょくいん
その他必要な職員をおく。

ほか けんしゅう しょくいん
その他にも、研修のための職員がいます。

けんしゅう ちょう こうむ つかさど しょぞくしょくいん かんたく
2 研修センターの長は校務を掌り、所属職員を監督する。

けんしゅう ちょう けんしゅう せきにな も けんしゅう せんせい しょくいん かんり
研修センター長は、研修について責任を持ち、研修の先生や職員を管理します。

だい しょう じゅぎょうりょう たひよう
第7章 授業料その他費用

だい しょう じゅぎょうりょう けんしゅう べんきょう かね ほか かね
第7章 授業料(研修で勉強するためのお金)や、その他のお金について

じゅぎょうりょうとう
(授業料等)

だい じょう じゅぎょうりょう べっぴょう とお
第15条 授業料は、「別表3」の通りとする。

じゅぎょうりょう けんしゅう べんきょう かね べっぴょう か
授業料(研修で勉強するためのお金)については、「別表3」に書いてあります。

のうふ
(納付)

だい じょう じゅぎょうりょう しゅっせき うむ かかわ しょてい きじつ のうにゆう
第16条 授業料は出席の有無に拘らず所定の期日までに納入しなければならない。

じゅぎょうりょう しゅっせき せいれい き ひ はら
授業料は、出席してもしなくても、聖隷が決めた日までに払わなければなりません。

がくせい せいとう りゆう じゅぎょうりょう いっかげつ いじょうたいのう ご お のうにゆう
2 学生が正当な理由がないのに授業料を1ヶ月以上滞納し、その後に於いても納入の見込みがないと認められるとき本研修センターの長は退所を命ずることがある。

ただ りゆう じゅこうしゃ けんしゅう う ひと いっかげつ いじょう じゅぎょうりょう はら
正しい理由がないのに、受講者(研修を受けている人)が1か月以上、授業料を払うのが遅れたときや、その後も払うことができないだろうと聖隷が考えたときは、聖隷が「研修をやめてください」と言うかもしれません。そのときは、研修をやめなければ

なりません。

3 既納の納付金は原則として返還しない。

聖隷に払った授業料は、返すことができません。

第8章 賞罰

第8章 受講者(研修を受けている人)が悪いことをしたとき

(懲戒)

第17条 学生がこの学則、その他本研修センターが定める諸規則を遵守せず、又は学生の
本分に反する行為があったときは、本研修センターの長は懲戒処分として訓告、
停所、退所を命ずることがある。

受講者(研修を受けている人)が、この学則や、その他に聖隷が決めたルールを守
ることができないときや、受講者として良くないことをしたときは、聖隷が受講者を
注意したり、研修を中止したり、受講者に「研修をやめてください」と言うかもしれ
ません。

2 前項の退所は次の各号の一に該当する場合に限る。

聖隷が受講者に「研修をやめてください」と言うのは、次のような人だけです。

- ① 性行が不良で改善の見込みがないと認められる者
性格や行動が悪くて、これからも直らない・良くならない人
- ② 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
勉強する力が足りないなどの理由で、研修を修了する(最後まで勉強して、
試験に合格する)ことができない人
- ③ 正当な理由がなく出席が常でない者
正しい理由がないのに、研修を休む人
- ④ 研修センターの秩序を乱しその他学生として本分に反した者
研修センターのルールを守らなかったり、他の受講生に迷惑をかけたたりする人。
また、学生としてしなければならないことをしない人

ふそく がくそく へいせい ねん がつついたち しこう
附則 | この学則は平成25年6月1日から施行する。

がくそく へいせい ねん がつついたち こうか
この学則は平成25年6月1日から効果があります。

かいてい へいせい ねん がつついたち
改訂 平成26年5月1日

かいてい へいせい ねん がつよっか
改訂 平成26年8月4日

かいてい へいせい ねん がつついたち
改訂 平成28年5月1日

かいてい へいせい ねん がつついたち
改訂 平成28年12月1日

かいてい れいわ ねん がつよっか
改訂 令和3年1月4日

かいてい れいわ ねん ついたち
改訂 令和7年4月1日

べっぴょう
別表 I

<small>か もく</small> 科目 <small>べんきょう ないよう</small> (勉強の内容)	<small>ひつよう じ かんすう</small> 必要時間数 <small>べんきょう じ かん</small> (勉強しなければならない時間)
<small>にんげん そんげん じりつ</small> 人間の尊厳と自立	<small>じ かん</small> 5時間
<small>しゃかい り かい</small> 社会の理解 I	<small>じ かん</small> 5時間
<small>しゃかい り かい</small> 社会の理解 II	<small>じ かん</small> 30時間
<small>かい ご き ほん</small> 介護の基本 I	<small>じ かん</small> 10時間
<small>かい ご き ほん</small> 介護の基本 II	<small>じ かん</small> 20時間
<small>ぎ じゅつ</small> コミュニケーション技術	<small>じ かん</small> 20時間
<small>せい かつ し えん ぎ じゅつ</small> 生活支援技術 I	<small>じ かん</small> 20時間
<small>せい かつ し えん ぎ じゅつ</small> 生活支援技術 II	<small>じ かん</small> 30時間
<small>かい ご か てい</small> 介護過程 I	<small>じ かん</small> 20時間
<small>かい ご か てい</small> 介護過程 II	<small>じ かん</small> 25時間
<small>かい ご か てい</small> 介護過程 III (スクーリング)	<small>じ かん</small> 45時間
<small>は っ た つ ろ う か り かい</small> 発達と老化の理解 I	<small>じ かん</small> 10時間
こころとからだのしくみ I	<small>じ かん</small> 20時間
こころとからだのしくみ II	<small>じ かん</small> 60時間
<small>は っ た つ ろ う か り かい</small> 発達と老化の理解 II	<small>じ かん</small> 20時間
<small>にん ち しょう り かい</small> 認知症の理解 I	<small>じ かん</small> 10時間
<small>にん ち しょう り かい</small> 認知症の理解 II	<small>じ かん</small> 20時間
<small>しょうがい り かい</small> 障害の理解 I	<small>じ かん</small> 10時間
<small>しょうがい り かい</small> 障害の理解 II	<small>じ かん</small> 20時間
<small>い りょうてき</small> 医療的ケア	<small>じ かん</small> 50時間 <small>えんしゅう</small> +演習 (スクーリング)
<small>ごうけい か もく</small> 合計20科目	<small>ごうけい じ かん</small> 合計450時間

別表2

保有資格別 履修必要科目

今まで持っている資格(今までに受けた介護の研修)によって、聖隷の実務者研修で勉強しなければならない科目(勉強の内容)が違います。下の表を見てください。

他の介護の研修を修了した人(最後まで勉強して、試験に合格した人)は、その研修の「修了 認定書」を聖隷に出してください。

「修了認定書」の確認ができた人は、○の科目(内容)だけ、聖隷の実務者研修で勉強すれば良いです。

科目	時間	介護職員 初任者研修	訪問介護員研修1級	訪問介護員研修2級	訪問介護員研修3級	介護職員基礎研修
人間の尊厳と自立	5時間					
社会の理解 I	5時間					
社会の理解 II	30時間	○			○	○
介護の基本 I	10時間					○
介護の基本 II	20時間	○				○
コミュニケーション技術	20時間	○			○	○
生活支援技術 I	20時間					
生活支援技術 II	30時間					○
介護過程 I	20時間					○
介護過程 II	25時間	○			○	○
介護過程 III (スクーリング)	45時間	○	○		○	○
こころとからだのしくみ I	20時間					○
こころとからだのしくみ II	60時間	○			○	○
発達と老化の理解 I	10時間	○			○	○
発達と老化の理解 II	20時間	○			○	○
認知症の理解 I	10時間				○	○
認知症の理解 II	20時間	○			○	○
障害の理解 I	10時間				○	○
障害の理解 II	20時間	○			○	○
医療的ケア	50時間	○	○	○	○	○
総時間数	450時間	320時間	95時間	320時間	420時間	50時間

※喀痰吸引等研修(第一・二号研修)を修了した者については、「医療的ケア」の科目を免除とする。

※喀痰吸引等研修(第一号研修・第二号研修)を修了した人(最後まで勉強して、試験に合格した人)は、聖隷の実務者研修で「医療的ケア」の科目(内容)を勉強しなくてもいいです。

※外国人介護職員専用コースにおいては全科目(19科目)を受講とする。

※外国人介護職員だけのコースで研修を受ける人は、今までに他の介護の研修を修了した人も、全部の科目(内容)を勉強します。科目は全部で19個あります。

べっぴよう じゅこうりょう けんしゅう べんきょう かね
別表3 受講料（研修で勉強するためのお金）

じゅこうりょう ほゆうしかく か い か
 受講料は保有資格によって変わり、以下のとおりとする。

じゅこうりょう も しかく いま しゅうりょう かいご けんしゅう ちが した ひょう み
 受講料は、持っている資格（今までに修了した介護の研修）によって違います。下の表を見てください。

ほゆうしかく 保有資格 も 持っている しかく 資格	むしかく 無資格 も 持っている しかく 資格がない	かいごしょくいん 介護職員 しょにんしゃけんしゅう 初任者研修	へるぱー1きゅう ヘルパー1級	へるぱー2きゅう ヘルパー2級	へるぱー3きゅう ヘルパー3級	かいごしょくいん 介護職員 きそけんしゅう 基礎研修
じゅこうりょう 受講料	えん 128,000円	えん 96,000円	えん 70,000円	えん 96,000円	えん 122,500円	えん 50,000円

しょうひぜいべつ ほか しょうひぜい
 （消費税別）（この他に、消費税がかかります）

かくたんきゅういんとうけんしゅう だいいち にごうけんしゅう しゅうりょう いりょうてき かもく めんじよ もの
 ※喀痰吸引等研修（第一・二号研修）を修了しており、「医療的ケア」の科目が免除となった者は、
 かくじゅこうりょう えん しょうひぜいべつ ひ きんがく じゅこうりょう
 各受講料より20,000円（消費税別）を引いた金額を受講料とする。

かくたんきゅういんとうけんしゅう だいいちごう だいにごうけんしゅう お ひと いりょうてき かもく ないよう べんきょう ひと
 喀痰吸引等研修（第一号・第二号研修）が終わった人で、「医療的ケア」の科目（内容）を勉強しなくてもいい人は、
 ひょう じゅこうりょう えん しょうひぜいべつ ひ きんがく ほん
 この表の受講料から20,000円（消費税別）を引いた金額を払ってください。

いがい ほゆうしかくしゃ ここ たいおう おこな
 ※これ以外の保有資格者については、個々に対応を行う。

ほか しかく も かた せいれい そうだん
 この他に資格を持っている方は、聖隷に相談してください。

がいこくじん かいごしょくいんせんよう がいこくじん かいごしょくいん みずか せんたく じゅこう ばあい ほゆうしかく かぎ
 ※外国人介護職員専用コースを外国人介護職員が自ら選択して受講する場合には、保有資格に限らず
 じゅこうりょう えん
 受講料200,000円とする。

がいこくじん かいごしょくいん けんしゅう う とき も しかく じゅこうりょう えん
 外国人介護職員だけのコースで研修を受ける時は、持っている資格があっても、受講料は200,000円です。

せいれいふくし じぎょうだん かいごふくし し じつむしゃけんしゅう がくそく しこう さいそく
○聖隷福祉事業団 介護福祉士 実務者研修 学則 施行 細則

せいれい じつむしゃけんしゅう がくそく か き さいそく か
聖隷の実務者研修の「学則」に書かれていない決まり(ルール)は、この「細則」に書いてあります。
じつむしゃけんしゅう もう こ まえ かなら がくそく さいそく りょうほう よ かくにん
実務者研修に申し込む前に、必ず「学則」と「細則」の両方を読んで、確認してください。

へいせい ねん がつついたち
平成26年5月1日

しゅし
(趣旨)

だい じょう きそく どうほうじん こうせいろうどうだいじん およ もんぶ か がくだいじん してい う おこな しゃかいふくし
第1条 この規則は、当法人が厚生労働大臣(及び文部科学大臣)の指定を受けて行う社会福祉
しおよ かいごふくし しほう しょうわ ねんほうりつだい ごう もと じつむしゃけんしゅう しこう ひつよう
士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)に基づく実務者研修の施行について必要
じこう さだ
な事項を定める。

さいそく せいれい じつむしゃけんしゅう き か
この「細則」には、聖隷の実務者研修の決まり(ルール)が書いてあります。

しゅうりょう み こみしょうめいしよ
(修了見込証明書)

だい じょう じゅこうせい かいごふくし しこつ か しけんじゅけん さい こうえきざいだんほうじんしゃかいふくし しんこう しけん
第2条 受講生が介護福祉士国家試験受験に際して、公益財団法人社会福祉振興・試験センター
ていしゅつ ばあい しゅうりょう み こみしょうめいしよ はっこう
へ提出する場合について修了見込証明書を発行する。

はっこう て すりょう むりょう
(発行手数料は無料)

せいれい じつむしゃけんしゅう う ひと かいごふくし し しけん う せいれい じつむしゃけんしゅう
聖隷の実務者研修を受けた人が介護福祉士の試験を受けるときは、聖隷が実務者研修
しゅうりょう み こみしょうめいしよ つく しゅうりょう み こみしょうめいしよ こうえきざいだんほうじんしゃかいふくし しんこう
の「修了見込証明書」を作ります。「修了見込証明書」は、公益財団法人社会福祉振興・
しけん だ しゅうりょう み こみしょうめいしよ つく かね むりょう
試験センターに出してください。(「修了見込証明書」を作るためのお金は無料です。)

さいこうふ
(再交付)

だい じょう じつむしゃけんしゅうしゅうりょうしょうめいしよどう さいはっこう うらめん さいはっこうび さいはっこうりゅう き
第3条 実務者研修修了証明書等の再発行については、裏面に再発行日・再発行理由を記して
こうふ
交付する。

さいはっこう て すりょう えん ぜいべつ
(再発行手数料 1,000円 税別)

せいれい じつむしゃけんしゅう しゅうりょうしょうめいしよ さいはっこう いちどつく しょうめいしよ
聖隷の実務者研修の「修了証明書」などを再発行する(もう一度作る)ときは、証明書の
うら さいはっこう ひりゆう か
裏に再発行した日と理由を書きます。

さいはっこう かね えん ほか しょうひぜい
(再発行するためのお金は1,000円です。その他に、消費税もかかります。)

かんけいしよるい ぼぞん
(関係書類の保存)

だい じょう じつむしゃけんしゅう かん かんけいしよるい ねんかん ぼぞん しゅうりょうしゃめい ぼおよ かいごふくし し
第4条 実務者研修に関する関係書類は5年間保存とする。ただし、修了者名簿及び介護福祉士
じつむしゃやうせい しせつとうほうこくしよ えいきゅう ぼぞん
実務者養成施設等報告書については永久保存とする。

せいれい じつむしゃけんしゅう しりょう しよるい ねんかん ぼかん す けんしゅうしゅうりょうしや さいご
聖隷の実務者研修の資料や書類は5年間保管します(捨てません)。研修修了者(最後
べんきやう しけん ごうかく ひと めいぼ かいごふくし し じつむしゃやうせい しせつとうほうこくしよ
まで勉強して、試験に合格した人)の名簿と介護福祉士実務者養成施設等報告書は、ずっ
ほかん
と保管します。

ざいせきかんりりょう
(在籍管理料)

だい じょう ねん いじょうざいせき とき しょてい ざいせきえんちやうがんしよ ほんけんしゅう ていしゅつ きよか
第5条 1年以上在籍しようとする時は、所定の在籍延長願書を本研修センターに提出しその許可
え ざい ざいせきかんりりょう しょてい きじつ のうにゅう
を得なければならない。その際、在籍管理料を所定の期日までに納入しなければならない。

ざいせきかん りりょう えん ぜいべつ
(在籍管理料 20,000円 税別)

ねん けんしゅう しゅうりょう さいご お しけん ごうかく
1年で研修を修了できなかった(最後まで終わらなかった・試験に合格できなかった)とき
ねんかん けんしゅう う ねん いじょう けんしゅう う ひと ざいせきえんちよう
は、2年間まで研修を受けることができます。1年以上、研修を受けたい人は、「在籍延長
がんしょ しょうい せいれい だ きよか せいれい き ひ
願書」という書類を聖隷に出して、許可をもらわなければなりません。また、聖隷が決めた日
ざいせきかん りりょう えん ぜいべつ ほん
までに「在籍管理料20,000円(税別)」を払わなければなりません。

ほ こうりょう
(補講料)

だい じょう めんせつじゅぎょう けっせき しゅうりょう ばあい ほんけんしゅう ちよう してい
第6条 面接授業(スクーリング)を欠席・終了できなかった場合は、本研修センターの長が指定し
かいじょう について ほ こう う さい ほ こうりょう しょうい きじつ のうにゆう
た会場、日程で補講を受けることができます。その際は、補講料を所定の期日までに納入し
なければなりません。

ほ こうりょう えん ぜいべつ ひ
(補講料 15,000円 税別/日)

けんしゅう あつ べんきょう やす さいご さんか
スクーリング(研修センターに集まって勉強すること)を休んだり、最後まで参加したりする
せいれい けんしゅう ちよう き かいじょう ばしょ について ほ こう
ことができなかったときは、聖隷の研修センター長が決めた会場(場所)と日程で、「補講
つか けんしゅう う ほ こう う ひと せいれい き ひ
(追加の研修)」を受けることができます。「補講」を受ける人は、聖隷が決めた日までに
ほ こうりょう にち えん ぜいべつ ほん
「補講料:1日ごとに15,000円(税別)」を払わなければなりません。

こう いりょうてき えんしゅう けっせき しゅうりょう ばあい ほんけんしゅう ちよう してい かい
2項 医療的ケア(演習)を欠席・終了できなかった場合は、本研修センターの長が指定した会
じょう について ほ こう う さい ほ こうりょう しょうい きじつ のうにゆう
場、日程で補講を受けることができます。その際は、補講料を所定の期日までに納入しなけれ
ばなりません。

ほ こうりょう えん ぜいべつ ひ
(補講料 18,000円 税別/日)

いりょうてき やす さいご さんか せい
医療的ケアのスクーリングを休んだり、最後まで参加したりすることができなかったときは、聖
れい けんしゅう ちよう き かいじょう ばしょ について ほ こう ついか けんしゅう う
隷の研修センター長が決めた会場(場所)と日程で、「補講(追加の研修)」を受けることが
ほ こう う ひと せいれい き ひ ほ こうりょう にち えん ぜい
できます。「補講」を受ける人は、聖隷が決めた日までに「補講料:1日ごとに18,000円(税
べつ ほん
別)」を払わなければなりません。

へいせい ねん がつ ついたち し こう
平成26年 5月 1日 施行

さいそく へいせい ねん がつ ついたち こう か
この細則は平成26年 5月 1日から効果があります。

へいせい ねん がつ ついたち かいいてい だい じょうつい か
平成28年 11月 1日 改訂(第4条追加)

へいせい ねん がつ ついたち かいいてい だい じょうつい か
平成29年 2月 1日 改訂(第5条追加)

へいせい ねん がつ なのか かいいてい だい じょうつい か
平成31年 1月 7日 改訂(第3条追加)

れいわ ねん がつ にち かいいてい だい じょうつい か
令和 2年 2月 26日 改訂(第6条追加)